

論 文

戦後日本の首相たちと歴史認識

宇田川 幸大

目 次

はじめに

1. 戦 争 観

- (1) 日本の戦争への「批判」的視座
- (2) 対アジア観

2. 「反省」の内実

- (1) 対米英戦争に対する認識
- (2) 植民地支配に対する認識
- (3) 靖国神社問題をめぐって

3. 戦争体験のもつ意味

- (1) 戦争への忌避感
- (2) アジアへの視線

おわりに

はじめに

戦後日本政治において、政治家や官僚といった政策参画者の有する歴史認識は、ケースによる程度の違いがあるものの、外交・内政の双方において大きな影響を及ぼしてきた。「久保田発言」（1953年10月）、首相による靖国神社参拝など、対アジア関係を悪化させた過去の事例を検証してゆくと、日本側の歴史認識が不必要な苦痛や分断を生じさせていった様子が浮かび上がる。

1951年10月より、日本と韓国は国交正常化に向けた外交交渉を進め、戦

後処理にかかる諸問題について議論が交わされた。この会談での日本側の態度や歴史認識は、植民地支配に対する反省と痛覚を欠いたものであった。植民地支配や戦争被害に対する日本の責任が最後まで棚上げされただけでなく、第2回請求権部会（1953年10月15日）の席上で、日本側の久保田貫一郎（外務省参与）が次のような発言をしたことから、外交交渉は中断に追い込まれた。「日本側としては、韓国においてハゲ山を緑にしたこと、鉄道を敷いたこと、港湾を建設したこと、米田を造成したこと、大蔵省の金を多い年は二千万円、少〔な〕い年でも一千万円を持出して韓国経済を培養した」「日本が〔朝鮮半島に〕行かなかつたとすれば支那かロシアが入つて来たであろうと考えている」「連合国は〔日本の領土について米英中が議論し、朝鮮の独立を決めたカイロ宣言を〕戦時の興奮状態であるようなことを言った」。この久保田の発言を受けて韓国側は激怒し、日韓会談はその後約4年間の中断を余儀なくされる。植民地支配は、あくまでも宗主国の利益のために行われる搾取と抑圧に他ならないという根本認識が、久保田の発言からは完全に欠落していたといえよう。久保田の発言を受けて韓国側は、「日本から〔一〕千万円とか二千万円の補助金があつたというが、これは韓国人の利益のためのものではなく、日本人のためであった」と怒りを露わにしている¹⁾。

一方の首相による靖国神社参拝も、首相自身の戦争体験や認識が大きく影響していた事例の1つである。例えば、1985年8月15日に靖国神社参拝を行った中曽根康弘（1918年生まれ、自民党）は、後にインタビューの中で、

1) 以上、久保田発言については、外務省アジア局第2課「再開日韓交渉議事要録／請求権部会第2回」（1953年10月15日、日韓会談文書・全面公開を求める会ウェブサイト <http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/index.html> の「日韓会談文書 情報公開アーカイブズ」により閲覧。2022年8月19日閲覧。日韓会談の交渉過程については、太田（2013, 2015）、吉澤（2015）を参照。

靖国神社参拝は反発が起こることを予測した上で、「戦争に行った人間として、正式の手続きをして、国家の宰相として公式参拝を断行」しようとしたものであると回想している²⁾。靖国神社が近代日本の戦争で果たした役割や、靖国神社の進める「顕彰」が「慰霊」とは異なるものである、といった重要な事実を無視する形での参拝であった³⁾。中曾根には海軍主計少佐の軍歴があり、「阿鼻叫喚あびきょうかんの地獄図」〔ルビは原注〕を戦場で目の当たりにした経験もあった⁴⁾。

もちろん、政策参画者たちのとった行動について、その原因の全てを彼らの「認識」に帰することは禁物である。国際関係、政党間関係、そして官僚制度との関係など、政策決定過程における各人物の言動は、当人たちの「認識」以外にも多くのアクターの影響を受ける。すなわち、「ホンネとタテマエ」を使い分けることが否応なしに行われることを視野に入れる必要がある⁵⁾。

とはいえ、こうした「諸アクターの影響」「ホンネとタテマエ」という観点のみで、政策決定の背景を読み解くこともまた正しくない。上述の2つの事例のように、政策当事者の歴史認識が、政治・外交に大きな影響を与えた事件が存在することも事実である。戦後日本において、日本軍「慰安婦」問題、南京事件、あるいは「沖縄問題」などについて、歴史修正主義（あるいは否定論）に当たる発言や決定を行い、戦争や暴力の被害者に不必要な苦痛を与える政治家が、一定数、そして一貫して存在してきたという事実を看過してはならない⁶⁾。戦後日本政治の担い手たちが、いかなる

2) 中曾根ほか（2012）406頁。

3) 靖国神社の抱える諸問題については、田中（2002）や赤澤（2017）を参照のこと。

4) 中曾根（2017）32頁。

5) 戦後日本の統治構造や政策決定過程については、特に以下の諸研究を参照した。内山（2007）、飯尾（2007）、濱本（2022）、曾我（2022）、嶋田（2022）。

歴史認識を有してきたのかを検討することは、戦争や暴力の被害者の正義と尊厳をいかに追求するののかという普遍的な問いにも連なる、重要なテーマである。中でも、「首相外交」⁷⁾などを通して現実政治を左右する重要な役割を果たすこともある、戦後の首相たちの歴史認識を問うことは、喫緊の課題であるといつてよい。

以上のような問題意識に立脚し、本稿では次のような課題を追究してゆくこととする。すなわち、①未解明の点が多い戦後日本の首相（首相経験者）たちの戦争観、植民地支配観の実態解明を行うこと、②戦争観・植民地支配観と戦争体験の関連を可能な限り明らかにすること、③①、②を通して戦後政治の有する歴史認識の特徴・問題点の一端を明らかにすること、以上の3点である。分析に際しては、首相経験者たちの手記・日記、あるいは彼らに対して行われたインタビューを主に用いてゆく。時期と発言者による違いはあるものの、国会答弁では官僚の用意した答弁をそのまま読み上げていると思われる事例も多く、当該人物の歴史認識の実態を明らかにする上で必ずしも得策とはいえない場合もある。こうした事情も加味して本稿では、相互点検（同一事件について記載した他の人物の手記類

6) 他にも、いわゆる「押しつけ憲法論」を根拠としつつ、日本国憲法の「改憲」を主張する政治家が近年増えつつあるという点も見逃すことはできない。「押しつけ憲法論」は、①対日占領政策が直接軍政ではなく間接統治形式をとっていたという事実、②日本側の憲法草案「保守化」に向けた抵抗があり、これが大きな影響を与えていたという事実、③帝国議会で草案に対して「修正」がなされているという事実、④民間の憲法草案がGHQ側に大きな影響を与えていた事実など、基礎的かつ重要な歴史的事実を無視するものである。こうした非科学的で不正確な歴史認識に基づく「押しつけ憲法論」が現実の政治に大きな影響力をもちつつある近年の状況をみても、政治家たちの歴史認識を問うことの重要性は高まっていると思われる。なお、日本国憲法の制定過程や憲法学上の解釈・位置づけについては、芦部（2019）、古関（2017）に詳しい。

7) 武田（2022）。

との照合など）や国会会議録との照合を適宜行いつつ、手記・日記、インタビューを手掛かりに検討を進めることとした。

なお「歴史認識」には、本稿が主な検討対象とする戦争観や植民地支配観以外のトピックも含まれる。しかし紙幅の関係上、一度に全ての事項を検討することはできないので、まずは近年の日本政治・外交の場で大きな課題となっている「歴史認識問題」の根幹に位置する、戦争観、植民地支配観の問題を、本稿では重点的に検討することとしたい。また、戦後の首相たちの歴史認識について総合的な検討を加えた研究が未だに出されていないという状況に対応して⁸⁾、本稿では戦後の首相たちの戦争観、植民地支配観の全体像を描くことに重点を置く。首相たちの歴史認識が、実際の政治過程にどのように影響を及ぼしてゆくのかについてや、首相以外の政治家、官僚たちの歴史認識についての本格的検討は、別稿にて行う予定である⁹⁾。本稿はこうした今後の課題を追究するための基礎的研究でもある。

1. 戦争観

戦後の首相たちは、日本の戦争やアジアへの加害の問題をどのように認識してきたのだろうか。ここでは歴代首相の戦争観について、戦争への「反省」と対アジア観という2つの視点から分析を加えてみたい。

8) 田中角栄内閣～竹下登内閣の期間について、首相たちの「戦争認識」を国会答弁に基づきながら紹介した新聞記事は存在する（『朝日新聞』1989年2月27日付〔朝刊〕）。また、世論調査や雑誌類などを用いて、戦後日本社会の戦争観の推移を明らかにした総合的研究として、吉田（2005）を挙げることができる。

9) 読みやすさを優先し、資料の引用に際しては旧漢字を新字体に改めるなど適宜修正を加えている。「／」は改行を、〔 〕は筆者による注記を示す。なお、本稿が主に検討する人物は皆首相経験者である。首相以外の人物には初出部で肩書を付記するが、首相経験者については生年と首相在任時の所属政党を記す。

(1) 日本の戦争への「批判」的視座

人物によって程度の差はあるものの、戦後首相たちの回想などにおいては、露骨な自衛戦争論や「大東亜戦争肯定論」はほとんど展開されておらず、何らかの形で過去の日本の政治・外交について批判的な評価・言及をしている者が多数派を占めている。露骨な自衛戦争論や「大東亜戦争肯定論」は市民権を得ておらず、公然と口にするには許されないものとして位置づけられていたことが示唆される。

三木武夫（1907年生まれ、自民党）は、日本の戦争についてこう述べる。日本は島国であるので独善的になりやすい。「大東亜戦争の悲劇」は日本の独善外交の悲劇である。世界を敵と味方に分けてしまう独善の悲劇である。日本に好意をもっていない国を全て敵であると決めてかかり、世界を相手とする戦いへと日本を追い込んだ。「この独善性というものが、昔の日本をつぶしたのだ。世界には敵でもない、味方でもない、という国が多い」¹⁰⁾。以上のように述べている。

戦争への「反省」を日本国憲法と関連付けながら議論している者もあった。首相在任中、「平和憲法を絶対にとって行くんだという考え」で臨んでいたという鈴木善幸（1911年生まれ、自民党）は、21世紀に入って改憲問題がしばしば議論されている状況を受け、次のような所感を述べている。曰く、自分の考えは大筋今も当時も変化はしていない。「日本国民」は「太平洋戦争」で苦難を味わった。アジアの人びとにも大変な迷惑をかけた。平和憲法の下で経済発展を遂げ、先進工業国の仲間入りをしたが、再び軍事力を蓄えて戦前の日本のようになるのではないかという危惧がある中で、自分自身は「平和憲法を堅持するという姿勢を貫いてきた」と¹¹⁾。また、鈴木はいわゆる「押しつけ憲法論」や「自主憲法制定論」とは一線

10) 三木武夫出版記念会編集（1984b）367頁。

11) 東根（2004）118-119頁。

を画する所見を有していた点でも注目される。彼の日本国憲法に対する認識を以下に引用しておく。

日本国憲法は戦後の混乱期に米国から与えられたもの、つまりは日本国民自らが作ったものではないから自主憲法を制定すべし、との意見がある。しかし、この考え方は少し違う気がする。確かに、アメリカを中心とする連合国軍の影響は相当あったし、原案にアメリカの意向が色濃く反映されていたのは事実だが、国民の大多数は戦前への逆戻りは真っ平御免だというのが総意で、日本国民の賛成で出来たのが平和憲法である¹²⁾。

日本社会の戦前回帰に対する忌避観が日本国憲法の支持へとつながってゆく。鈴木はこのように認識していたようである。戦争観と憲法観とが深く結びついていた様子が窺われる。

アジアに対する日本の戦争を侵略戦争であると明言する者もあった。この点が最もよく表れているのが中曽根康弘と細川護熙（1938年生まれ、日本新党）である。中曽根は、中国に対する21カ条要求（1915年）以降、日本は「先発の帝国主義国に負けまいという行動」が露骨となり、張作霖爆殺事件（1928年）、柳条湖事件（1931年）、そして日中戦争（1937年）へと足を踏み入れて行ったと指摘、張作霖の爆殺や柳条湖事件における「日本側の挑発」など「いろんな面から見て、中国に対する軍事行動というのはいわゆる侵略であったと考えざるを得ないでしょう」としている¹³⁾。中曽根は東南アジア諸国での戦争についても、「現地住民に対しては、紛れもない侵略行為だったと思います」と述べている¹⁴⁾。

12) 同前、119頁。

13) 中曽根（1996）45-46頁。

もう一方の細川は、1993年8月10日の記者会見で「私自身は侵略戦争であった、間違った戦争であったと認識している」と発言、個人的な意見と断りつつも「侵略」であることを明確に認めた。自民党政権下、「侵略戦争」と明言することにためらいを示した首相が多かった中で、細川が示した見解はかなり踏み込んだものであった¹⁵⁾。細川はこの発言について、同日付の日記で以下のように述べている。

今日のわが国の発展は、先の大戦で亡くなられた方々、国家の使命を帯びて犠牲になられた方々、その大きな犠牲の上にあることは言うまでもなし。平和国家日本の礎となられた犠牲者の方々に対する思いは、子々孫々忘れてはならぬ。しかしながら、過去のわが国の行為が多く他の国の人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらしたことも事実ならん。

先の戦争という場合、まず念頭に浮かぶは中国との戦争であり、また朝鮮半島や東南アジア諸国への進攻なり。日本はこれらの国々に攻め込まれしわけではなく、日本の方が専ら自国の利益を追求、保安するの余り、一方的にこれらの国々へ兵を進め、多くの犠牲者を出し、耐え難き苦難を与えしは否定できぬところなり。

被害を受けし国々がかかる日本の行為を「侵略」と捉えおることは、紛れもなき事実であり、これはまた、多くの日本国民の率直な認識ならん¹⁶⁾。

細川の戦争観は、日本とアジア双方への視野が確保されたものであっ

14) 同前、46頁。

15) 『朝日新聞』1993年8月11日付(朝刊)。

16) 細川(2010)30-31頁。

た。こうした認識を有していた細川は、同年8月15日の靖国神社参拝を控えることになる。首相や閣僚などの公職にある者が参拝することは、憲法の政教分離原則に抵触する疑いがあり、また、A級戦犯を合祀する靖国神社への公式参拝は、日本が行ってきた過去の戦争への反省やその上に立つ平和友好への決意に誤解と不信を招きかねない、というのが細川の認識であった。細川の決心は固く、「靖国神社には、東京裁判により、処刑されたA級戦犯が神として祭られており、そこに条約を締結せる一国の代表者が参拝するは、外に対し説明のつかぬことなり。一国民としても、敗戦の結果責任を負うべき人たちを神として祀ることは納得しかねるというのが当然の理なり」との考えを日記に書きつけている¹⁷⁾。国際法や国際関係を見据えつつ、靖国神社問題を把握している点が注目される。

このように、日本の戦争を批判的に捉え、検証しようとする認識が、確かに存在していたことがわかる。

(2) 対アジア観

次に、彼らの対アジア観についてみてみよう。対アジア観をはっきりと記録に残している者は極めて少ない。資料が限られた中での検討となってしまうが、彼らの対アジア観には大きくいって2つの特徴があったことが窺われる。

第1は、日本はアジアの指導国でなければならないという認識と、アジア諸国に脅威を与えるようなことはあってはならない、という認識とが併存するケースである。こうした見方をもっていた人物の一人が、岸信介（1896年生まれ、自民党）であった。岸は1980年から1981年にかけて行われたインタビューで以下のように述べている。自分のアジア諸国に対する関

17) 同前、38-39頁。

心は、戦前に「満州国」に行っていたこととも根底で結びついており、戦前・戦後とで恐らく断絶はない。日本がアジア諸国の指導国になるということは、我々の態度や行動次第である。アジア諸国に脅威を与えないためには、これら諸国を威圧するような軍事力を日本はもってはならない。経済外交も独善的な考えに立つことのないようにするのが当然である¹⁸⁾。岸は以上のように述べている。

なお岸は、「戦前の日本が、その武士道的な態度でもってアジアの人々に感化を与えたことは、非常に大きな意味をもっている」と指摘した上で、「大アジア主義の考え方そのものではなくても、さらにもう一段進んで、人間としてのあり方に感銘を与えるようなアジアの団結とか理想というものが実現されてしかるべき」だとも説明している¹⁹⁾。日本がアジア諸国の脅威になってはならないという認識はあるものの、なぜ日本がアジアの指導国にならなければならないのか、アジアの人びとにとって日本が指導者になるということはいかなる意味をもつのか、といった問題には事実上言及がない。「満州国」総務庁次長や東条内閣商工大臣など、戦前・戦中を通して政策決定に携わった「支配層」としての岸の認識が、戦後も継続していたことが示唆される。

第2は、被害を受けたアジア諸国の日本に対する不満は、容易には消え去らないという点を重視する認識である。ここでは、こうした特徴が最もよく表れている中曽根と村山富市（1924年生まれ、社会党）についてみておこう。2004年に刊行された自叙伝において、中曽根はこう述べる。曰く、「太平洋戦争」を経験した世代として、戦争を知らない世代に伝えておかなければならないことは、20世紀前半における日本の「帝国主義的膨張や侵略」によって被害を受けたアジアの国々の怨恨は、簡単には消えないと

18) 原 (2014) 447-448頁。

19) 同前, 448-449頁。

いうことである。日本独特の「水に流す」は通用しない、と²⁰⁾。「我々の歴史の過失と悲劇に対して、率直な反省を胸に刻みつつ、この失敗を乗り越えるための外交を粘り強く進めて行く必要があることを我々は今一度、銘記しなければならない」²¹⁾、これが中曽根の考えであった。「反省」という文言が目を引きく。

一方の村山も、日本の侵略によって生じた被害やアジア諸国の日本に対する不満を重くみていた。周知のように、首相在任時に村山は、日本の植民地支配や侵略について「痛切な反省の意を表し、心からのお詫びの気持ち」を表明する、村山談話（1995年8月15日）の成立に尽力している。2011年に行われたインタビューにおいて、村山はこの時の心境をこう振り返る。対外的に政府としても「戦争に対する反省」を表明する必要があるのではないかと考えていた。総理になり、1994年と1995年に中国、韓国、ASEAN 諸国など東南アジアを訪問したが、各国で首脳会談を行うとそういうことが必要だと改めて感じた。特に韓国と中国は「歴史問題に対する認識の問題で要求が強かった」。戦争に対する謝罪について、「日本はぜんぜん謝罪していない」「戦争の後始末の償いもしていない」という声がずっと届いていた。ASEAN 諸国では経済大国になった日本への評価が高かったが、「腹の底ではやはり歴史問題について不満も持っている」。露骨には言わないものの、「日本は経済大国になったが、また軍事大国になって過ちを繰り返さなきゃいいが、というような不安を持っている」。「これから日本はアジアの一員として生きていき、またアジアに存在感を示していくためには、アジア諸国との間に信頼関係がないとだめだ。だから談話を出した方がいいんじゃないかと考えていた」²²⁾。村山は以上のように回想

20) 中曽根（2017）311頁。

21) 同前。

22) 葉師寺編（2018）259頁。

している。

村山は1944年9月に陸軍に入隊し、熊本に移駐したのち敗戦を迎えている（敗戦時の階級は陸軍軍曹）。元々村山は「軍国少年」だったが、20歳を超える頃から日本の敗色が濃くなり、戦争の状況をみて「いくらか物事を批判的に見る目が育ってきた」という²³⁾。日本の戦争や植民地支配に対する村山の認識には、こうした戦争体験も影響しているかもしれない。

2. 「反省」の内実

だが、「1」でみたような日本の戦争に対する「批判」的視座や「反省」には、重大な問題や欠落が生じていたことも事実であった（「批判」と「反省」の語に「」を付している所以である）。ここでは、戦後の歴代首相たちの戦争観・植民地支配観にはらまれるバイアスや問題点について、踏み込んだ分析のメスを加えておくことにしたい。

(1) 対米英戦争に対する認識

まず指摘しなければならないことは、日中戦争とその後の対米英戦争とを切り離し、後者については日本側の行動のもった違法性を事実上棚上げする見方が存在したということである。ここでは中曽根の事例を取り上げてこの問題について検討してみよう。1995年3月から1996年2月にかけて行われたインタビューの中で、中曽根は以下のような所感を述べている。

1941年11月26日のいわゆるハル＝ノートの内容を見ても、あれではどの国も戦争しただろうと思いますよ。もちろん、そこに至る過程で、日本はひじょうに大きな失策をやっていたことは否定できません

23) 同前、272頁。

ん。しかし、やはりハル＝ノートから出てくるあの局面の結論は「自存自衛」ですよ。そういう意味で、日米戦争というのは、普通の戦争と見ていいと思います。

よくアメリカとの関係で、真珠湾攻撃の不当性が叫ばれますが、いわゆる戦争論から見れば、たしかに通告が遅れた攻撃というのは襲撃であってアンフェアかもしれません。しかし、それは何も真珠湾攻撃に限ったことではなく、それまでの戦争の中でも何度となく行なわれたことなんですね²⁴⁾。

この中曾根の認識には、重大な2つの問題がはらまれていることが明らかである。第1は、日米交渉の最大の懸案が、中国大陸からの日本軍の撤兵にあったことが十分に踏まえていないということである。中国への侵略戦争とその後の日米開戦とを切り離して議論することは不可能であり、対米開戦を「自存自衛」論の立場から把握することは不可能である。また第2に、真珠湾攻撃が中曾根のいう「アンフェア」の範疇をはるかに超える、明白な違法行為であったという事実が棚上げされている。日本も批准していた「開戦ニ関スル条約」（1907年）では、戦争開始に際しては明瞭かつ事前の通告が必要であるとの規定がある。従って無通告で展開された真珠湾攻撃は、国際法上の重大な違法行為であった。また米国への通告が遅れたというだけでなく、日本側が作成した文書の内容が、宣戦布告の文章とは異なる「日米交渉打ち切り文」に当たるものであったということも看過してはならない²⁵⁾。中曾根の日米戦争観は、日米開戦以前の「前史」や真珠湾攻撃の国際法上の位置づけといった基礎的事項を無視・軽視するものであった。

24) 中曾根（1996）47頁。

25) 対米開戦の経緯については、吉田（2007）、森山（2016）を参照のこと。

また中曾根は、「日本の場合は、イギリス、アメリカには普通の戦争、中国、東南アジアには侵略、韓国に対しては併合という帝国主義的行為をやっているんですね」〔傍点は引用者〕とも発言しているが²⁶⁾、ここでは日本軍のマレー半島上陸作戦のもつ違法性も完全に無視されている。吉田裕が的確に指摘しているとおり、日英戦争の場合には外交交渉と最後通牒の双方がないままに、いきなり日本軍がマレー半島への強襲上陸を開始しているので、国際法上の違法性はいっそう際立つものであった²⁷⁾。中曾根の戦争観にはこうした重大な欠落が存在していたのである。

(2) 植民地支配に対する認識

植民地支配に対する認識についても多くの欠落や問題があった。そもそも植民地支配について手記・日記・回想などで言及している者は圧倒的に少なく、また言及はしていても、支配への反省を欠いた議論が散見される。例えば、吉田茂（1878年生まれ、日本自由党・民主自由党・自由党）は自著『大磯随想』（1962年刊行）の中でこう記す。曰く、「私は昨年末、東南アジアに出掛けた。〔中略〕戦後の日本は満洲、朝鮮などの海外領土を失い、原料供給の資源を失った。それに代る土地として、深い経済関係を持つようにしたいと思って歴訪したのである」と²⁸⁾。「海外領土」の喪失を、「原料供給の資源」の喪失として位置付け、いわばその「代替地」として戦後の東南アジアを捉える見方である。ほぼ同時期に刊行された『世界と日本』（1963年刊行）では、吉田の植民地支配観がいっそう鮮明に示されている。これは日韓会談に関する叙述である。

26) 中曾根（1996）61頁。

27) 吉田（2007）21頁。

28) 吉田（2015）39頁。

日韓国交の正常化が十年の長きに亘っていまなお実現されないのは、奇異の感を抱かしめる。もちろん、これには韓国側の態度に少なからず関係がある。李承晩初代大統領の反日政策は、日本国民に不快の念を抱かしめ、そのため韓国に対する国民感情には、今日なお浅からぬ傷痕が残っていると思われる。これを除去するのが、日韓融和の近道であって、そのためには韓国側としても建設的配慮が望ましい。李政府時代のように、日本の韓国統治が朝鮮国民に苦痛だけを与えたというのは事実反すること甚だしい。むしろ、日本が韓国の経済発展と民生向上に致した寄与は、公正にこれを評価すべきであろう²⁹⁾。

吉田も先にみた「久保田発言」と同じ歴史認識に立っていたことがわかる。日本側の植民地支配が朝鮮の人びとに多くの苦痛を与えたという根本問題が後背に退き、植民地支配の目的があくまで宗主国の利益獲得にあるという事実が無視・軽視された認識である。結果的に経済発展したから問題ないという、いわば開き直りともとれる認識である。これは「植民地支配を行った側」にとって都合の良いように歴史をつまみ食的に解釈する見方であり、植民地支配の目的（原因）と結果をすり替えるものであった。吉田の議論からは、植民地支配への痛覚が事実上欠落していたのである³⁰⁾。

29) 同前, 184頁。

30) 日本による朝鮮の植民地支配については多くの研究蓄積があるが、本稿では近年の成果として特に以下の諸研究を参照した。趙（2011）、和田（2019）、糟谷（2020）、加藤（2021）。

(3) 靖国神社問題をめぐって

戦争観や植民地支配観と密接不可分の関係にあるのが、彼らの靖国神社に対する認識である。政治家・閣僚などによる靖国神社参拝を肯定する者たちの主張の多くは、「天皇あるいは首相が国家国民を代表して、戦死した英霊に対して『ご苦労様でした。国民は感謝しておりますので安らかにお休み下さい』という意思表示を正式にやらなくてはいけない」（中曽根康弘）、戦争で命を落とした人びとへ「哀悼の誠」を捧げるために参拝する（小泉純一郎 [1942年生まれ、自民党]）、といったものである³¹⁾。

しかしこうした議論の多くは、靖国神社のもつ歴史や憲法学上の問題といたった基礎的な事実関係を踏まえずに展開されたものである。以下、彼らの議論から欠落している重要論点を整理してみよう。

第1は、靖国神社が日本の戦争遂行に果たした役割が棚上げされているということである。近代日本の戦争における戦死者を「顕彰」し、戦争遂行の一端を担ったのが靖国神社であった³²⁾。国家・軍の基準によって靖国神社に合祀されるか否かが決定され、兵士の死は名誉とされた「戦死」「戦傷死」「戦病死」と、逃亡や捕虜など「不名誉」な「死亡」とに書き分けられていった。「ヤスクニで会おう」との合言葉が語られ、合祀されるような死を兵士に迫ることになったのである³³⁾。

第2は、多様な立場の戦死者と、その遺族に対する配慮が行われていないということである。靖国神社への合祀に際して、遺族の事前了承を得る手続きはなされておらず、旧植民地出身者や僧侶も一律合祀されるという

31) 中曽根ほか(2012)405-406頁。時事画報社「Cabi ネット」編集部編(2006)94頁。

32) 田中・田中・波田(1995)162-164頁、赤澤(2015)8-111頁、赤澤(2017)1-37頁。

33) 内海・上杉・福留(2007)46-48頁。なお、靖国神社の合祀基準とその変更については、赤澤(2015)が詳細な検討を加えている。

問題が生じている。意に反する合祀を受けて、遺族が合祀取り下げを求めるケースが生じているが、そうした人びとの願いはかなえられていない。これは「信教の自由」「思想・良心の自由」といった憲法の定めを蹂躪する行為であると同時に、戦争や植民地支配の被害を受けた人びとの想いを無視する、重大な人権侵害である。また、戦後に一宗教法人となった靖国神社に対して、厚生省が戦死者の情報を通知するなど、国家が靖国神社の合祀事業に協力していた事実も明らかにされている。すなわち、憲法の政教分離原則が遵守されていないという問題も指摘されているのである³⁴⁾。

第3に、靖国神社がA級戦犯を合祀しないと東京裁判の結果を認めることになってしまうと考え、彼らを「昭和殉難者」として合祀したという事実³⁵⁾が、十分に踏まえられていない。戦後、日本の国際社会復帰の条件となったサンフランシスコ平和条約（1951年署名）には、「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷」の「judgments」を受諾するとの規定がある（第11条）。「judgments」は通常は日本語の「判決」と解される³⁶⁾。従って、東京裁判の結果を認めない、という意味に基づいてA級戦犯を合祀した靖国神社側の行動は、サンフランシスコ平和条約の内容を否定する意味をもつということになる。かかる神社に公人が参拝することは、日本がサンフランシスコ平和条約の内容を認めていないのではないか、との疑念を国際社会に抱かせることにもつながってゆく³⁷⁾。

34) 以上、田中（2002）を参照。

35) 宇田川（2022）194頁。

36) 内海・宇田川・カプリオ編集・解説（2012）285頁。

37) 安倍晋三（1954年生まれ、自民党）は、重光葵（元外相、東京裁判で禁錮7年に処せられる）が勲章をはく奪されていないことや、A級戦犯が国内法上犯罪者ではないことなどを「根拠」に、首相の靖国神社参拝がサンフランシスコ平和条約への違反になるとの批判に対して「反論」している（安倍

なお靖国神社には、「日本が自存自衛のために戦った大東亜戦争」との認識があり、現在も「靖国神社に祀られている246万6千余柱の神霊は、『祖国を守るという公務に起因して亡くなられた方々の神霊』であるという一点において共通しています」と説明しているので³⁸⁾、日本の戦争は「防衛戦争」として位置づけられていることになる。こうした前提に立った場合、靖国神社の「顕彰」からは、「侵略戦争に動員された兵士たち」という歴史像が捨象されてゆくことになる。侵略戦争に動員され、凄惨な死を強いられた兵士たちの現実をどう考えるのか。靖国神社参拝を肯定する首相たちの議論では、こうした問題も棚上げにされていたのだといえよう³⁹⁾。

一方で、首相の靖国神社参拝のもつ問題性をはっきりと認識していた者がいたことも事実である。既に検討したように、細川護熙は明確な参拝反対論であった。また村山富市も、「東京裁判を否定する歴史観や、その延長線上で戦前の政府や軍部の行為を美化・正当化し総理大臣の靖国神社参拝を主張している考え方」について、「植民地支配や侵略を受けた韓国や中国あるいは東南アジアの国々からすれば、日本の国は反省が足らんとい

[2013] 74-77頁)。しかし、こうした安倍の説明にはほとんど説得力がない。そもそもここでの論点は、首相の靖国神社参拝がサンフランシスコ平和条約という国際法に抵触するか否かであって、国内法に関する説明をいくらしたとしても、それは「論点そらし」の範疇を出ない。また安倍の議論は、①靖国神社がA級戦犯を合祀した理由と経緯、②①を踏まえると、首相による靖国神社参拝は、サンフランシスコ平和条約や東京裁判の判決について、首相や日本政府が異議を有しているのではないかとの疑念を国際社会に与えかねないこと、といった根本的な認識が欠けているという点でも重大な問題を抱えているといえよう。

38) 田中(2002) v 頁。靖国神社 web サイト (<https://www.yasukuni.or.jp/history/detail.html>)、2022年8月20日閲覧。

39) アジア太平洋戦争の戦場で、日本軍兵士が置かれた状況については、吉田(2017)に詳しい。

うことになる。そういう意味でもやっぱり解釈を間違っていると思う。だから戦争を美化するような解釈は、やっぱり間違いであり独善的ナショナリズムに依拠していると言わざるを得ない」との認識を示している⁴⁰⁾。この村山の発言は、靖国神社問題に含まれる重要な論点の1つが、日本の戦争の被害者に対する痛覚や想像力を、戦後の首相たちがどこまで持ち合わせているのかという点にあることを、改めて示している。

3. 戦争体験のもつ意味

戦争体験や軍隊経験は、彼らの認識にどのような影響を与えるものだったのだろうか。ここでは、各人物の体験と歴史認識の関係について検証しゆきたい。

(1) 戦争への忌避観

1909年12月に1年志願兵として入営した石橋湛山（1884年生まれ、自民党）は、戦争に「不断に嫌悪の情」を抱いたという⁴¹⁾。1951年に刊行された『湛山回想』には、富士のふもとで実施された歩兵の実弾演習に関する次のような回想が記されている。

兵卒にかたどった等身大の標的を数百メートルの前方に散兵の形に装置し、これに向かって攻撃前進しつつ射撃するのである。〔中略〕

私は試みに、一度この標的の下にある看視壕かんしごうにはいって見た。その折、撃ったのはわずか一千発程度の小銃弾に過ぎなかった。しかし、それが頭上をうなって通過し、あるいは付近の樹木その他に当ってはね返る音響は、身の毛のよだつ、すごさであった。もしこれが実戦

40) 葉師寺編（2018）269頁。

41) 石橋（1985）133頁。

で、この弾雨の中に飛び出さねばならぬとすれば、私には到底出来そうもないと思った。その後の私の戦争反対論には、理屈の外に、実はこの実弾演習の実感が強く影響していたと思う〔ルビは原注〕⁴²⁾。

実弾演習での経験が、石橋の反戦論に大きな影響を与えたことがわかる。石橋は、自分が戦争に行くのが怖い、自分の子どもや身内を戦争で死なせるのが嫌だから戦争に反対だという議論だけでは議論にならないとしつつも、「しかしもし世の人が皆戦争をさように身近かに考えたら、軽率な戦争論は跡を絶つに違いない」との見方も示している⁴³⁾。

また、空襲や敗戦の経験も彼らの認識に大きな影響を与えていた。このことが顕著に表れているのが海部俊樹（1931年生まれ、自民党）の事例である。1943年4月、海部は旧制東海中学に入学したが、戦況の悪化に伴って「学徒動員」され、名古屋市東区大幸町にあった三菱重工業の工場で航空機のエンジン部品の生産に明け暮れた。1945年3月頃には米軍による市街地への空襲も激しくなった。海部の自宅も空襲に遭い、天井を突き破って落ちてきた焼夷弾を、常備してあった「消火弾」を投げたり、布団を上からかぶせたりして必死で消火した。海部はこの時のことを、「一步間違えれば直撃だ。恐ろしかったよ」と振り返る。家族は全員無事だったが、その後の空襲で家は焼けてしまい、母親の知り合いを頼って平和村へ疎開した⁴⁴⁾。

海部は、「空襲警報のたびに防空壕ぼうくうごうに入ったり、出たりで、逃げるばかりの無力な地上の暮らし」〔ルビは原注〕に嫌気がさし、陸軍少年飛行兵を志願した。1945年に飛行兵学校に合格し、10月に入校することが決まっ

42) 同前、133-134頁。

43) 同前、135頁。

44) 以上、垣見編（2015）32頁。

ていたが、その前に敗戦を迎えることになった。「玉音放送」を聞き、日本が負けたことを理解した海部は、「少しホッとしたことを覚えている」という。海部は、「戦地に行くことはなかったけれど、戦争の体験は14歳の心に大きな爪痕を残した。『二度と繰り返してはならない』と心から思った。それは、後に国会議員となり、総理大臣になって、あらゆる政策を考えると、常に私の根底にあった」とその想いを述べる⁴⁵⁾。戦争体験は、海部の政治家としての人生や考え方に大きな影響を与えることになったのである。

(2) アジアへの視線

彼らの戦争体験は、日本の戦争や植民地支配によって被害を受けたアジアの人びとに対する認識とも分かちがたく結びついていた。

宮澤喜一（1919年生まれ、自民党）は、戦後補償問題について次のような所感を述べている。

私は幸か不幸かそういう時代〔戦争の時代の意〕に生きてきて、直接知っているものですから、そう簡単にその話はこっちの都合だけで忘れてしまうわけにはいかないなという思いが強いですね。日本は1930年代、40年代には中国を舞台に、そして太平洋戦争が始まった41年からは東南アジアの国々を舞台に戦争をしていますから、そのことはこっちの都合だけで忘れていいというふうにはなりません⁴⁶⁾。

宮澤は、「アジア諸国がいろいろ問題提起したり要求してきたときには、日本としてはできるだけその国の意向や国民感情を大事にして対応する方

45) 以上、同前、33頁。

46) 五百旗頭・伊藤・薬師寺編（2006）51-52頁。

がよいというお考えですか」とのインタビューの質問に対して、「願わくはそうですね」と応じている⁴⁷⁾。宮澤にとって、戦時中に流布された「八紘一字」や「大東亜共栄圏」の考え方は、「本当に無茶な話」であった⁴⁸⁾。1942年、宮澤は大蔵官僚として東南アジア地域を2カ月ほど視察した経験がある⁴⁹⁾。戦争を経験したことが、戦後補償問題に対する姿勢に大きな影響を与えたことが窺われる回想である。

疎開先での経験が、戦争や平和、そしてアジアをみる目に大きく影響したと明言するのは、羽田孜（1935年生まれ、新生党）である。羽田は1942年東京の荏原にあった第2延山国民学校に入学したが、2年生の秋に長野県上田に疎開する。上田の家の近くにも焼夷弾が落ち、「このへんもちょっと物騒だ」ということで、上田から車で20分ほどの柵津村に家族は移ったが、羽田は上田にとどまり、母親の親戚にあたる呉服店に居候をすることになった。友人の父親が皆軍隊に召集され、出征してゆくなど、子どもながらも戦争の経緯をみていた羽田は、「当時の子どもたちも、グーッと押しつめられたような緊張感を持っていたのは確かだろう」と当時を振り返っている。「玉音放送」を聞いた時は、「突っ張っていた気持ちがいっぺんに崩れ、パーッと解放された感じが身体中に広がった」。羽田は直感的に「これで、戦争がなくなるんだ」と思ったという⁵⁰⁾。

羽田は疎開してから中学を卒業するまで7年ほど信州で暮らしたが、上田で最も鮮烈に残っている記憶は、疎開して間もない頃に「雪の中で日本人に殴り倒され、蹴られて血だらけになった朝鮮の人を見たこと」であっ

47) 同前、52頁。

48) 同前、180頁。

49) 同前。

50) 羽田（1996）42-43頁、45-46頁。

た⁵¹⁾。この時の状況について、羽田は自身の回顧録で次のように述べている。

その人は「同じ天皇陛下のもとにいて、食べる物も変わらないのに、どうして朝鮮人をいじめるのか。日本人と朝鮮人とどこが違うのか」というようなことを叫び、抗議していました。日本の大人たちにも少しずさんだ気分があったころです。子ども心に「ひどいことをするな」と物悲しい気持になりました。〔中略〕

私の住んでいた家の裏にも、朝鮮半島から来た人がいました。韓国系か北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）系か、わかりませんし、当時はそんな区分け也没有せん。そうした近所の人うちの1人だったので、日本人の大人に雪の上を転ばされ、蹴られ、血を流して倒れたのです。〔中略〕

雪の中で血だらけになった朝鮮人の姿が、ものすごく鮮烈に、いまも私の頭の中にあります。「中国には詫びても、韓国に詫びる必要はない。韓国に対してひどいことをしたわけじゃない」と言う人がいます。しかし、朝鮮半島の人々の誇りを奪い、ひどいことをしたのは事実だと思います。

韓国の人、朝鮮の人に対して、日本人は偏見を持っていたこと、偏った教育を徹底されていたこと、そういうことを私は強く感じています。ですから、朝鮮半島の誰に対しても、子どもの時に経験したことを原点に、その後いろいろと歴史の勉強をする中で、やはり日本はこの人たちのプライドなり誇りを深く傷つけたんだ、という思いがものすごく強くあるんです⁵²⁾。

51) 同前、50頁。

52) 同前、50-52頁。

羽田は、新生党を結成した際にも自身の戦争体験を語ったという。新生党本部で協議した結果、戦後50年の節目に国会決議を行うことを決めた、という経緯もあった⁵³⁾。羽田の原体験は、彼の政策決定にも大きな影響を与えていたのである。なお、日本による植民地支配に関して、羽田はこうも述べている。曰く、「日本は日露戦争（1904～5年）の後に朝鮮半島を併合し、敗戦までの三十六年間、植民地として支配しました。鉱山や工場の労働者として無理やり日本に連れて来た『強制連行』の問題、日本語教育、神社への参拝、『宗氏改名』という日本名の強要、と朝鮮半島の人たちのプライドを深く傷つけたのです」と⁵⁴⁾。日露戦争にまで視野が及んでいる点が注目される。こうした認識に立つ羽田にとって、戦争や植民地支配に対して日本が謝罪することは、当然のことであった。羽田は、「私は、日本が謝罪することに誇りを持ちたいと思います。日本は欧米の帝国主義国家と同じようなことをやっただけだ、とすましているだけでいいのでしょうか」との考えを回顧録に記している⁵⁵⁾。

おわりに

以上のように、戦後日本の首相たちの歴史認識——戦争観、植民地支配観——には多くの欠落と問われざる問題群があった。戦争への「反省」を述べる者が存在したことや、露骨な自衛戦争論、あるいは「大東亜戦争肯定論」を記した者が少なかったことは事実だとしても、その「反省」の内実に分け入ってみると、戦前・戦中と変わらぬ植民地支配観をもつ者や、対米英戦争開戦時の日本側の行動のもつ違法性を棚上げする者もいるなど、戦争や植民地支配への「反省」とは、多くの欠落を伴う、決して過大

53) 同前、194-195頁。

54) 同前、182頁。

55) 同前、58-59頁。

評価をしてはならないものであった。そもそも、対アジア観や植民地支配観について、回想などで言及している者が圧倒的に少なかったという事実も見逃してはならない。

また、日本の近現代史や憲法に関する基礎的事実すら踏まえぬ議論——この典型が靖国神社問題である——がみられるということも重大な問題である。このことは、幅広い学修と学識を欠いたまま、自身が体験・見聞した内容のみに基づいて、戦争や植民地支配に対する像を作り上げ、現実政治に対峙していった者が存在したということとほぼ同義であるといってもよからう。戦争や植民地支配の被害に遭った人びとやその家族への、視野と想像力に欠ける事例が数多く存在していたのである。

最後に、本稿が検討対象とした戦後首相たちの戦争観・植民地支配観全体に関わる特徴・問題点を整理し、本稿のむすびとしたい。

第1は、彼らの議論の対象が、満州事変以降（より厳密に言えば日中戦争以降）の日本の戦争に集中しており、それ以前の日本の対外戦争や暴力の諸相については、ほとんど言及していないということである。日清戦争、日露戦争、第一次世界大戦といった対外戦争については、立ち入った言及がなされていないケースが目立つ。日露戦争について言及している羽田のケースは、例外中の例外ともいえるものであった。また、このことと関連して重要なことは、満州事変以前の日本の対外戦争について言及はしても、日清戦争と日露戦争を「防衛戦争」として認識する者がいたということである⁵⁶⁾。こうした認識は、日清戦争と日露戦争がともに朝鮮半島支配をめぐる戦争であり、日本による帝国主義戦争としての側面を有していたという歴史的事実を捨象するものである。原朗が的確に指摘しているように、日清戦争と日露戦争は、それぞれ第1次朝鮮戦争、第2次朝鮮戦争と

56) 中曽根（1996）61頁。

して把握すべき側面をもっていた⁵⁷⁾。満州事変以前の戦争に対する認識の欠落や、日清戦争・日露戦争を「防衛戦争」として把握する見方は、戦争と植民地支配で被害を受けた人びとの経験や想いを、無視・軽視することにつながるものである。

第2に、日本の戦争や植民地支配が、帝国日本における「民衆の序列」を前提とするものであり、複合的な差別と抑圧の上に成り立つものであったという事実がほとんど認識されていない。沖縄、アイヌ、ウィルタ、チャモロ、朝鮮、台湾など、帝国日本の支配秩序の中で、差別と抑圧にさらされていた人びとが戦争に動員され、ここでも激しい差別と不条理に苦しめられたという事実は、戦後日本の首相たちの手記・回想類などから、ほとんどの場合欠落していた⁵⁸⁾。このことは、戦後も継続した様々な差別や抑圧の問題と対峙し、その克服に向けた取り組みを進める上で、前提としなければならない基本的な事実関係——歴史的経緯——が、戦後政治において充分に共有されてこなかったということを示唆する。

第3に、首相たちの戦争や植民地支配に対する認識が、もっぱら戦争体験世代とその体験に依拠する形で作られてきた側面があることを指摘しておく必要がある。本論で検討したように、自身の悲惨な戦争体験が、戦争や植民地支配に対する忌避観へとつながってゆく事例がいくつか存在する。数が極端に少ないとはいえ、自身の体験を原点としつつ、戦争や植民地支配による暴力の深刻さを「自分事」として捉え、政治家としての姿勢を作り上げていった者も存在する。多くの欠落や課題を抱えつつも、少な

57) この点については、原(2014)を参照。なお、日清戦争と日露戦争に関する近年の研究としては以下のものを挙げることができる。横手(2005)、原田(2007)、大谷(2014)。

58) 帝国日本における「民衆の序列」については、吉見(2022)112-152頁を参照。なお近現代日本における差別と抑圧の歴史については、黒川・藤野(2015)が通史的な検討を加えている。

くとも戦争は懲り懲りだという想いが、戦争体験世代の首相経験者たちにはほぼ共通して見受けられる（戦時中、政治の支配層に位置していた者はこうした感覚すら抱かない傾向があるが）。

しかし、こうした戦争体験に裏付けられた戦争や植民地支配への忌避観が、戦争を体験していない「戦後世代」の者たちに必ずしも継承されるには限らない、ということには注意する必要がある。すなわち、戦争体験者とその体験に支えられた歴史認識は、戦争当時を知る体験者世代にとっては、血の通った「生きた思想」であり続けるといふ強みがある反面、そうしたリアリティを必ずしも持ち合わせない戦後世代にとっては、実感の伴わない「他人事」としてしか映じない可能性があるという、「弱さ」ももっているということである。戦争体験と記憶の継承、そして歴史研究の成果に学ぶという主体的意思が、全ての世代において共有されていなければ、こうした「忌避観」はいとも容易く瓦解する危険性をもっている、ということ忘れてはならない。

こうした点を念頭に置くと、現下の日本政治や歴史認識をめぐる状況が、いかに危機的なものであるかが改めて理解できよう。世代交代やこれに伴う記憶の忘却という事態を踏まえるならば、戦争体験をもたない世代の指導者ほど、歴史研究の成果に学び、戦争や暴力の発生するメカニズムや被害の実態を主体的に学修してゆくことが求められるはずである。しかし現実には、こうした「歴史的要請」に対して現在の日本政治はほとんど応えていない。

戦争体験をもたない若手の政治家ほど、自衛隊の海外派遣に積極的で、中国や韓国に対しても高圧的であるという指摘がしばしばなされているが⁵⁹⁾、これは本稿が検討対象とした戦後日本の首相たちについても妥当す

59) 吉田（2005）282頁。

るように思われる。また、日本学術会議委員任命拒否問題（2020年10月1日～）が象徴しているように⁶⁰⁾、近年の日本政治では、科学の成果から目を背け、非民主的な政策決定を行おうとする動きが際立っている。戦争体験に立脚したリアルな歴史認識を批判的に検討すると同時に、政治・社会が歴史研究から学び、そこから得た知見を様々な意思決定へと反映してゆくという営為が、いま、いっそう求められているというべきである。

なお、本稿を締めくくるにあたり付言しておきたいことがある。それは、本稿で検討した戦後日本の首相たちの歴史認識のもつ特徴・問題点は、他ならぬ私たち日本社会の抱える認識の「写し鏡」でもあるということである。重大な限界や欠落を伴いつつも、戦後日本は曲がりなりにも民主主義体制を築いてきた。こうした体制の下で、本稿で指摘したような重大な欠落のある歴史認識をもつ指導者たちを政治の場に送り込み、それを容認・黙認してきたのは、日本社会と世論である。政治を歴史認識の視点から厳しく点検してゆくことの必要性を改めて確認するとともに、歴代首相や政治家たちの歴史認識を検証することは、とりもなおさず、私たち日本社会の歴史認識を問う意味をもつということ、心に刻みたい。

参考文献

【研究書】

- 赤澤史朗（2015）『戦没者合祀と靖国神社』吉川弘文館。
赤澤史朗（2017）『靖国神社—「殉国」と「平和」をめぐる戦後史』岩波現代文庫。
芦名定道・小沢隆一・宇野重規・加藤陽子・岡田正則・松宮孝明（2022）『学問と政治—学術会議任命拒否問題とは何か』岩波新書。
芦部信喜著、高橋和之補訂（2019）『憲法』第7版、岩波書店。
飯尾潤（2007）『日本の統治構造—官僚内閣制から議院内閣制へ』中公新書。
池内了・隠岐さや香・木本忠昭・小沼通二・広渡清吾（2021）『日本学術会議の使

60) 日本学術会議委員任命拒否問題については、池内ほか（2021）、羽田ほか（2022）、芦名ほか（2022）を参照。

命』岩波ブックレット。

- 内山融（2007）『小泉政権—「パトスの首相」は何を変えたのか』中公新書。
- 内海愛子・上杉聰・福留範昭（2007）『遺骨の戦後—朝鮮人強制動員と日本』岩波ブックレット。
- 宇田川幸大（2022）『東京裁判研究—何が裁かれ、何が遺されたのか』岩波書店。
- 太田修（2013）「日韓会談文書公開と『過去の克服』」『歴史学研究』第908号。
- 太田修（2015）『日韓交渉—請求権問題の研究』新装版、クレイン。
- 大谷正（2014）『日清戦争』中公新書。
- 糟谷憲一（2020）『朝鮮半島を日本が領土とした時代』新日本出版社。
- 加藤圭木（2021）『紙に描いた「日の丸」—足下から見る朝鮮支配』岩波書店。
- 黒川みどり・藤野豊（2015）『差別の日本近現代史—包摂と排除のはざままで』岩波現代全書。
- 古関彰一（2017）『日本国憲法の誕生』増補改訂版、岩波現代文庫。
- 嶋田博子（2022）『職業としての官僚』岩波新書。
- 曾我謙悟（2022）『行政学』新版、有斐閣。
- 武井彩佳（2021）『歴史修正主義—ヒトラー賛美、ホロコースト否定論から法規制まで』中公新書。
- 武田知己（2022）「小泉内閣期の外交政策決定の歴史的位相—『強い首相』の外交のかたち」奥健太郎・黒澤良編著『官邸主導と自民党政治—小泉政権の史的検証』吉田書店、399-444頁。
- 趙景達編（2011）『植民地朝鮮—その現実と解放への道』東京堂出版。
- 田中伸尚（2002）『靖国の戦後史』岩波新書。
- 田中伸尚・田中宏・波田永実（1995）『遺族と戦後』岩波新書。
- 中北浩爾（2017）『自民党—「一強」の実像』中公新書。
- 羽田貴史・松田浩・宮田由紀夫・藤井基貴・栗島智明・堀口悟郎・船勢肇（2022）『学問の自由の国際比較—歴史・制度・課題』岩波書店。
- 濱本真輔（2022）『日本の国会議員—政治改革後の限界と可能性』中公新書。
- 原朗（2014）『日清・日露戦争をどう見るか—近代日本と朝鮮半島・中国』NHK出版新書。
- 原彬久（1995）『岸信介』岩波新書。
- 原田敬一（2007）『日清・日露戦争』岩波新書。
- 森山優（2016）『日米開戦と情報戦』講談社現代新書。
- 横手慎二（2005）『日露戦争史—20世紀最初の大国間戦争』中公新書。
- 吉澤文寿（2015）『日韓会談1965—戦後日韓関係の原点を検証する』高文研。
- 吉田裕（2005）『日本人の戦争観—戦後史のなかの変容』岩波現代文庫。

- 吉田裕 (2007) 『アジア・太平洋戦争』 岩波新書。
- 吉田裕 (2017) 『日本軍兵士—アジア・太平洋戦争の現実』 中公新書。
- 吉見義明 (2014a, b) 『焼跡からのデモクラシー—草の根の占領期体験』 上・下, 岩波現代全書。
- 吉見義明 (2022) 『草の根のファシズム—日本民衆の戦争体験』 岩波現代文庫。
- 和田春樹 (2019) 『韓国併合 110年後の真実—条約による併合という欺瞞』 岩波ブックレット。
- 【手記・日記・回顧録, インタビュー, 刊行資料集】
- 芦田均 (1986) 『芦田均日記』 第2巻, 岩波書店。
- 東根千万億 (2004) 『等しからざるを憂える。—元首相鈴木善幸回顧録』 岩手日報社。
- 麻生太郎 (2007a) 『自由と繁栄の弧』 幻冬舎。
- 麻生太郎 (2007b) 『とてつもない日本』 新潮新書。
- 安倍晋三 (2013) 『新しい国へ—美しい国へ完全版』 文春新書。
- 栗屋憲太郎・吉田裕編集・解説 (1993) 『国際検察局 (IPS) 尋問調書』 第14巻, 日本図書センター。
- 五百旗頭真・伊藤元重・葉師寺克行編 (2006) 『90年代の証言 宮澤喜一 保守本流の軌跡』 朝日新聞社。
- 五百旗頭真・伊藤元重・葉師寺克行編 (2007) 『森喜朗—自民党と政権交代』 朝日新聞社。
- 五百旗頭真・宮城大蔵編 (2013) 『橋本龍太郎外交回顧録』 岩波書店。
- 石橋湛山 (1985) 『湛山回想』 岩波文庫 (初出1951年)。
- 内海愛子・宇田川幸大・カプリオ マーク編集・解説 (2012) 『東京裁判—捕虜関係資料』 第1巻, 現代史料出版。
- 宇野宗佑 (1986) 『大正蘇音器』 市ヶ谷出版社。
- 大平正芳回想録刊行会編集 (1982) 『大平正芳回顧録—資料編』 同刊行会。
- 大平正芳記念財団編集 (2000) 『去華就實—聞き書き大平正芳』 同記念財団。
- 海部俊樹 (2010) 『政治とカネ—海部俊樹回顧録』 新潮新書。
- 垣見洋樹編 (2015) 『海部俊樹回顧録—自我作古』 樹林舎。
- 岸信介・矢次一夫・伊藤隆 (1981) 『岸信介の回想』 文藝春秋。
- 後藤田正晴 (1988) 『政治とは何か』 講談社。
- 時事画報社「Cabi ネット」編集部編 (2006) 『小泉純一郎です。—「らいおんはーと」で読む, 小泉政権の5年間』 時事画報社。
- 常井健一 (2016) 『小泉純一郎独白』 文藝春秋。
- 中曽根康弘 (1996) 『天地有情—五十年の戦後政治を語る』 文藝春秋。

中曽根康弘著，中島琢磨・服部龍二・昇亜美子・若月秀和・道下徳成・楠綾子・瀬

川高央（2012）『中曽根康弘が語る戦後日本外交』新潮社。

中曽根康弘（2017）『自省録—歴史法廷の被告として』新潮文庫（初出2004年）。

野田佳彦（2009）『民主の敵—政権交代に大義あり』新潮新書。

羽田孜（1996）『志』朝日新聞社。

鳩山一郎（1957）『鳩山一郎回顧録』文藝春秋新社。

鳩山友紀夫（2017）『脱大日本主義—「成熟の時代」の国のかたち』平凡社新書。

原彬久（2014）『岸信介証言録』中央公論新社（初出2003年）。

細川護熙（2010）『内訟録—細川護熙総理大臣日記』日本経済新聞出版社。

三木武夫出版記念会編集（1984a, b）『議会政治とともに—三木武夫演説・発言集』
上・下巻。

御厨貴・牧原出編（2018）『聞き書 野中広務回顧録』岩波現代文庫（初出2012
年）。

村山富市・山田朗・藤田高景（2015）『検証 安倍談話—戦後70年 村山談話の歴史
的意義』明石書店。

森喜朗（2013）『私の履歴書—森喜朗回顧録』日本経済新聞出版社。

森喜朗著，田原総一郎（聞き手）（2013）『日本政治のウラのウラ—証言・政界50
年』講談社。

葉師寺克行編（2018）『村山富市回顧録』岩波現代文庫（初出2012年）。

吉田茂（2014）『回想十年（中）』改版，中公文庫（初出1957-58年）。

吉田茂（2015）『大磯随想・世界と日本』中公文庫（初出は1962-63年）。

【データベース・web サイト】

「聞蔵Ⅱビジュアル」

「帝国議会議録検索システム」

「国会議会議録検索システム」

「日韓会談文書 情報公開アーカイブズ」

靖国神社 web サイト